

大分市

バリアフリー マスタープラン

概要版



大分市

令和2年4月



第1章 計画策定の背景と目的

1. 計画の背景と目的

本市は、平成12年11月に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）に基づき、平成16年3月に「大分駅を中心とする交通バリアフリー基本構想」（以下「交通バリアフリー基本構想」という。）を策定しています。交通バリアフリー基本構想では、平成22年度を目標として、大分駅を中心とした一定の地区において、高齢者や身体障がい者の方々が公共交通機関を利用して移動する際の利便性や安全性の向上について取り組んできました。

その後、平成18年12月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が施行され、それまでの駅と経路のバリアフリー化に建物、都市公園、路外駐車場等が加わり、一体的・総合的なバリアフリー施策に取り組むことになりました。これを受けて、本市では平成26年3月に「大分市バリアフリー基本構想」（以下「旧基本構想」という。）を策定し、令和2年度を目標として、市内全域において、高齢者や障がい者を含むすべての人が安心・安全にまちを回遊できる、人にやさしいまちづくりの推進に取り組んできており、特に大分駅周辺地区については、具体のバリアフリー化事業に取り組んできています。

この間、大分駅周辺では、大分駅が平成24年3月に高架開業し、ホルトホール大分の完成や県立美術館等の大型施設の整備が進むなど、まちのにぎわいととも、都市基盤が充実する時期を迎えています。

平成30年5月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正バリアフリー法」という。）が公布され、その後施行されました。

また、本市は同じく平成30年5月に「共生社会ホストタウン」に登録されており、共生社会の実現に向けて心のバリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んでいます。

改正バリアフリー法において作成が示されている、移動等円滑化促進方針（マスタープラン）については、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示し、広くバリアフリーについて考えを共有するものです。そして、バリアフリー化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想であるバリアフリー基本構想の作成に繋げていくことが求められています。

現在、わが国は急速な高齢化が進行し、4人に1人が65歳以上の高齢者となる超高齢社会を迎えています。また、障がい者が障がいのない者と同等に生活し、活動する社会の実現を目指すノーマライゼーションの普及やユニバーサルデザインの考え方の導入等、誰もが相互に個性を尊重し、支え合う共生社会の実現が求められています。

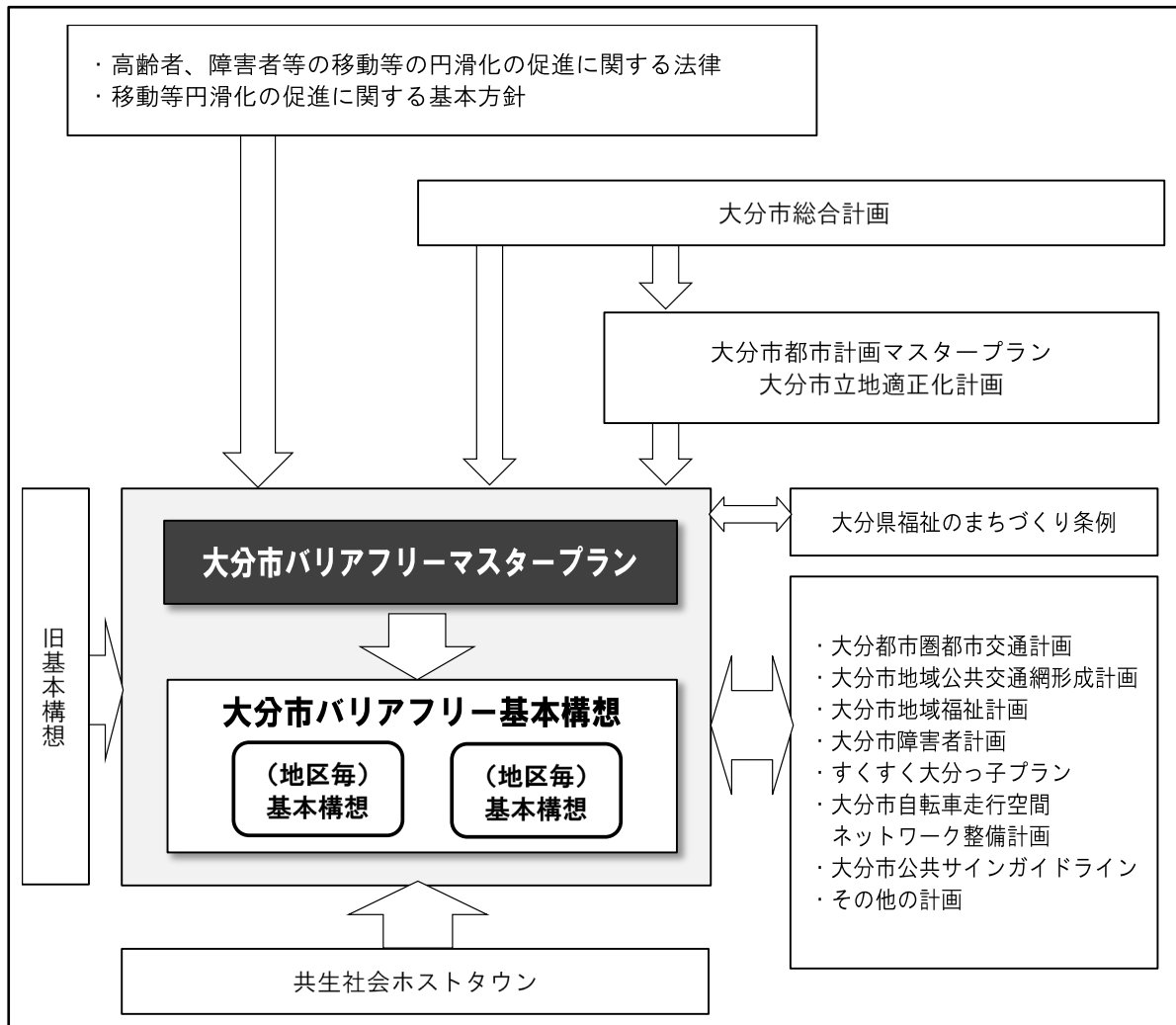
本市における総人口は、今後減少傾向に転じることが見込まれ、高齢化は増々進行していく傾向にあります。高齢者や障がい者を含むすべての人にとってやさしいまちづくりを推進していくために、今後、市民の皆さま、関係機関と連携しながら、県都にふさわしいゆとりと豊かさが実感できるバリアフリーのまちづくりの実現を目指し、大分市バリアフリーマスタープランを策定いたします。

2. 計画の位置づけ

大分市バリアフリーマスタープランは、旧基本構想をもとに、改正バリアフリー法に基づいて策定します。

また、上位計画である「大分市総合計画」、「大分県福祉のまちづくり条例」などを踏まえるとともに、市のまちづくりに関する施策や事業と連携して、大分市におけるバリアフリーのまちづくりの実現に向けた施策を講じるものとしします。

表 - バリアフリーマスタープランの位置づけ



3. 計画期間

大分市バリアフリーマスタープランの計画期間は、施策の進捗状況のフォローアップを毎年実施するものとし、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、5年を目途に見直しを行うものとし、計画の期間について、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。



4. バリアフリーを取り巻く課題の整理（取組方策）

本章「計画策定の背景と目的」では、バリアフリーに関する「背景と目的」を踏まえ、改正バリアフリー法によるバリアフリーマスタープランの目的や、大分市の特性や旧基本構想の評価、住民アンケート調査の分析によるバリアフリーを取り巻く大分市の状況を把握し、「バリアフリーを取り巻く課題の整理」を導いています。

バリアフリーを取り巻く課題の整理は、バリアフリー化の推進に関する基本方針を導くために、次に示す 8 つの取組方策について整理します。

①高齢者や障がい者を含む全ての人にやさしいまちづくり

平成 25 年度に策定している旧基本構想においては、障がいの有無や年齢にかかわらず、安心して生活できるようにバリアフリーを展開するため、「人やまち 暮らし広がる 大分市」を基本理念として掲げ、施策を展開しています。

また、住民アンケートでの調査結果では、広く多様な人々が利用することのできる施設の充実を望む声が寄せられ、賛同する声が届いています。

高齢者や障がい者を含む全ての人にやさしいまちづくりが求められています。

②改正バリアフリー法への対応

バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組を促進するために、2020 年東京パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会の実現とともに、高齢者や障がい者等も含んだ一億総活躍社会の実現の必要性等から、バリアフリー法が平成 30 年に改正されています。改正では、移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の策定により、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すものとされています。

大分市は、これまで平成 25 年度に旧基本構想を策定し、大分駅周辺地区を重点整備地区としたバリアフリー整備を推進していますが、これまでの経緯を踏まえ、改正バリアフリー法に従い、バリアフリーマスタープランの作成を行います。

③重点整備地区におけるバリアフリー整備の推進

旧基本構想策定後、目標年度（令和 2 年）の概ね中間時点に当たる平成 30 年度末には、全体の特定事業進捗率が 78%と整備が順調に進められています。障がい者団体等利用者からもこれらのハード的な整備は、一定の評価が得られています。

道路特定事業においても 53%と概ね計画通り進んでいますが、未整備な箇所もあり、生活関連経路のネットワークが形成されていない路線もあります。今後とも特定事業を進めることが重要です。

④鉄道駅等公共交通におけるバリアフリー整備の推進

鉄道駅のバリアフリー化は、大分駅、鶴崎駅、大在駅について進められていますが、その他の駅では駅出入口～ホームまで跨線橋や階段等があり、バリアフリールートは確保されていません。また、低床バス導入率も全国よりも低い状況にあります。

鉄道やバスに関する公共交通のバリアフリー化においては、改正バリアフリー法の基準を目標に、今後も努力する必要があります。

⑤道路・交通安全におけるバリアフリー整備の推進

道路特定事業は、路線や箇所数が多くなることから、事業の推進が厳しい状況にあります。しかし、旧基本構想は、生活関連経路の整備を次のように設定し、バリアフリーのネットワーク形成を促進するように考慮されています。今後もこのような考え方をもとに、利用者のニーズに対応し、かつ、実現可能な整備を実施するように進めていくことが重要です。

生活関連経路A 移動等円滑化基準に適合した歩道の整備を行う経路

生活関連経路B 移動等円滑化基準の中で実現可能なバリアフリー化の歩道の整備を行う経路

生活関連経路C 歩行者の安全性を高め、実現可能なバリアフリー化の歩道の整備を行う経路

⑥建築物等施設のバリアフリー整備の推進

旧基本構想における重点整備地区である大分駅周辺地区の生活関連施設には公共施設と民間施設合わせて66の施設があります。基本構想における特定事業を行った施設は、少数に限られています。

バリアフリー化に関する要望では、公民館等交流施設に対する整備が多く挙げられました。施設管理者のアンケート調査では、施設管理者の努力による整備も見られます。

今後の基本構想では、生活関連施設について、実現可能な整備を実施するように進めていくことが重要です。また、施設に対して、バリアフリー整備への経済的な支援も今後の課題と考えられます。

⑦心のバリアフリーに関する施策の実施

改正バリアフリー法において、「心のバリアフリー」の取組を重視することが記載されています。

本市では、「心のバリアフリー」への取組数が緩やかに増加しており、県や市のホームページや既存のイベントを活用するなど様々な方法で活動を進めています。

障がい者団体等利用者からも「心のバリアフリー」への取組は、一定の評価が得られています。今後もこのような活動を着実に継続し市民意識の向上、並びに公共交通事業者に対する教育・研修を図ることが重要と考えます。

⑧バリアフリー化の普及・啓発活動の必要性

本市は、バリアフリー基本構想を策定し、一体的・総合的なバリアフリー化を推し進めています。

その間、市域の情勢は、JR大分駅の高架開業を皮切りに、ホルトホール大分や県立美術館、大分駅ビル等の大型集客施設の整備等、時代の変遷に伴う市街化の進展とともに、バリアフリー化による施設整備が進められています。

このような実績による成果を踏まえ、多くの市民にバリアフリーの周知と、施設利用の向上及び普及を促す活動を推進していくことが重要だと考えます。



第2章 バリアフリーの推進に関する基本理念・基本方針

1. 基本理念

障がいの有無や年齢にかかわらず、安心して生活ができるようにバリアフリーに対する人々の理解がさらに深まり、まちの環境整備が進むことで、バリアフリーのまちづくりが大分市全体に広がっていく、そのようなイメージが伝わる表現として、次のような基本理念を設定しています。

だれもが自由にどこへでも豊かさあふれる大分市

○だれもが自由にどこへでも

歩行空間や公共交通機関、公共施設をはじめとするハード施設の整備とともに、心のバリアフリーの取組を推進することで、障がいの有無、年齢・性別、人種等にかかわらず、誰もが安全で安心して、円滑に行きたい場所へ自由に移動することができる生活環境を目指します。

○豊かさあふれる大分市

誰もが円滑に移動することができるためのハード面のバリアフリー、およびソフト面のバリアフリーの推進により、結果として得られるのは生活圏域の拡大です。これに伴い、多くの文化的・社会的活動への参加へ結びつけることができ、共生社会を実現します。

2. 基本方針

基本理念に基づき、バリアフリー化の推進に向けた課題の解決に向けて、これまでの基本方針をより一層発展させるために、バリアフリーマスタープランの基本方針を次のように定めます。

1. バリアフリー・ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの大分市全域への拡大

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、年齢、障がいやケガの有無、性別等に関わらず、誰もが社会参加ができる安全で快適なまちづくりを推進します。バリアフリーマスタープランの策定により、移動等円滑化促進地区の選定及び重点整備地区を設定し、バリアフリー・ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりにおける大分市全域への拡大を推進します。

2. 誰もが円滑に移動できるバリアフリー環境の形成強化

本市の都市計画、公共交通ネットワークの特性を踏まえ、高齢者や障がい者をはじめ誰もが、歩行または公共交通を利用してどこへでも円滑に移動ができるバリアフリー化の環境整備を推進します。不特定多数の人々が利用する施設において、バリアフリーの取組を進めます。

3. 市民・事業者・行政の協働による住民参加の取組

事業者や国・県・市の連携を図り、不特定多数の人々が利用する施設を含む一体的かつ重点的なバリアフリー化を推進します。また、計画段階での高齢者、障がい者等との意見を交わすなど、住民参加によるバリアフリー化に取組みます。

4. 継続的なバリアフリー化の進行管理と検証

バリアフリー化は単発的な整備で完了するものではなく、また、費用面や整備内容によって短期的に整備を完了することが難しい場合もあることから、面的かつ一体的な整備を継続的に取組むことが必要です。

継続的な取組を行うにあたっては、取組の進行管理を行いながら、PDCA サイクルによる検証を行い、結果に応じて見直しや新たな取組を行います。

5. 心のバリアフリーの推進

安全・安心に社会生活ができるようにするために、物理的な整備だけでなく、市民一人ひとりがバリアフリーについて理解を深め、お互いに協力し、助け合うことにより、心のバリアを取り除くことが必要です。

市民一人ひとりが高齢者、障がい者等への理解と意識の醸成を図るために、これまでの取組を継続して進めていくことが重要です。

6. 計画立案から周知へ、バリアフリーの普及・啓発活動の推進

施設のバリアフリー化によるハード整備の充実とともに、高齢者、障がい者等に対して、市民一人ひとりがやさしさや思いやりを持って接するために、バリアフリー化に関する本市の取組状況を共有し、各種の啓発・広報活動に取組みます。

基本理念を網羅した6つの基本方針は、バリアフリーを取り巻く課題の解決を導くための原動力です。

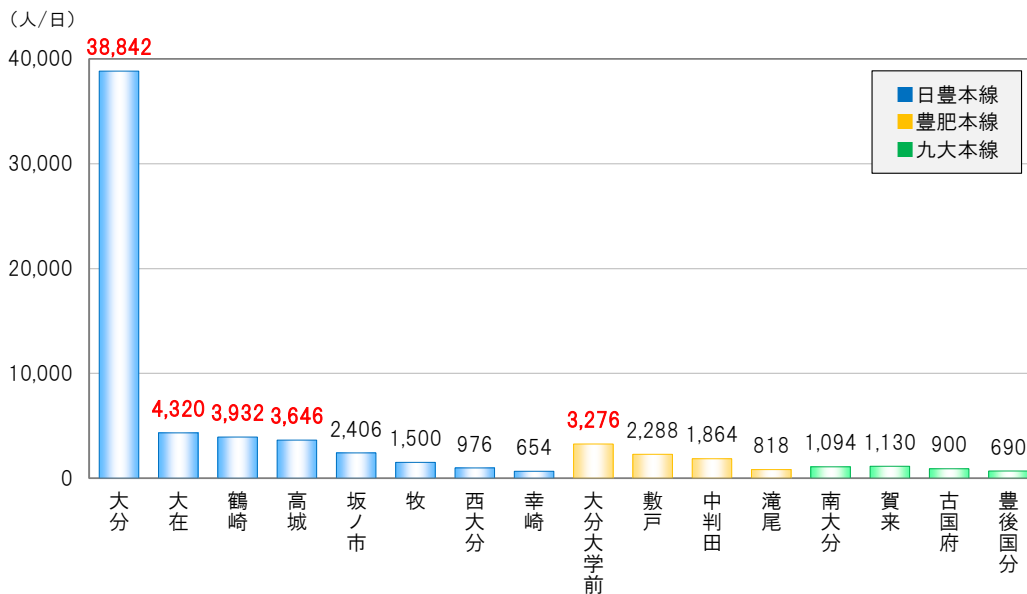


3. 移動等円滑化促進地区の選定

移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）は、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における移動等円滑化促進地区の選定要件とバリアフリー法の改正で追加された大分市地域公共交通網形成計画との調和の視点から、次の条件に該当する地区をバリアフリー化の必要性が高いと位置づけて選定します。

<選定条件>

- A. 1日平均利用客数が3,000人以上の旅客施設（国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を参考としている）を中心とした地区**
- 1日平均利用客数が3,000人以上の旅客施設を中心とした地区
- B. 大分市地域公共交通網形成計画においてバリアフリー整備に関する計画を設定した地区**
- 中心市街地循環バス「大分キャンバス」の運行エリアのある地区
 - JR駅のバリアフリー化推進の対象駅がある地区



資料：大分市統計年鑑（平成30年度版）より

図 - 市内の駅別1日平均利用者数（平成29年）※一部の駅を除く

2つの条件が当てはまるJR大分駅、JR大在駅、JR鶴崎駅、JR高城駅の周辺地区を移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）と選定します。

視点	JR 大分駅	JR 大在駅	JR 鶴崎駅	JR 高城駅	JR 大分大学前駅
A条件 1日平均利用客数が3,000人以上の旅客施設を中心とした地区	○	○	○	○	○
B条件 「大分キャンバス」の運行エリアのある地区、またはJR駅のバリアフリー化推進の対象駅がある地区	○	○	○	○	

第3章 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリーに関する事項

1. 移動等円滑化促進地区の設定における条件整理

移動等円滑化促進地区の区域を設定するにあたり、要件を踏まえ生活関連施設及び生活関連経路における選定の考え方については、以下の通りです。

(1) 移動等円滑化促進地区の要件

バリアフリーマスタープランの移動等円滑化促進地区では、旧基本構想に基づく下記の考え方に従い、区域設定を行います。

ただし、大分駅周辺地区は、生活関連施設が旧基本構想の区域外に多くみられたため、追加修正される生活関連施設の位置を考慮して、区域を設定しています。

○旧基本構想における区域設定の考え方

- ・ 鉄道駅を中心とした半径約1kmの区域（施設間の移動が通常徒歩で行える範囲）とする。
- ・ 高齢者や障がい者を含む多くの方が利用する生活関連施設を含む。
- ・ 主要な道路、鉄道、河川等の地形地物を区域界に設定する。
- ・ 明確な地形地物がない場合は、字界、町丁目界等を考慮する。
- ・ 市街地整備計画やその他関連する事業計画がある場合は、整合性等を考慮する。
- ・ 地区の面積は400ha未満とする。

(2) 生活関連施設の抽出

1) 生活関連施設の位置づけ

バリアフリー法の生活関連施設は、「不特定多数の高齢者や障がい者等が利用する施設であること」と既定されています。旅客施設、官公庁施設、福祉施設、医療施設、文化施設、商業施設等多様な施設を位置づけることができます。特定事業の実施は、義務づけられていません。しかし、施設のバリアフリー化を実現可能な限り推進するように努めることが求められています。

○生活関連施設の考え方

- 常に多数の人が利用する施設
- 高齢者や障がい者等が常時利用する施設
- 鉄道駅から通常徒歩による移動範囲（半径約1kmを想定）の施設



2) 生活関連施設の選定の考え方

移動等円滑化促進地区における生活関連施設の選定の基準となる基本的な考え方は、多くの高齢者・障がい者等を含む不特定多数の利用が見込める施設とします。

大分駅周辺地区以外の3地区は、都市機能が集中している大分駅周辺地区と地域特性が異なるため、旧基本構想において設定した生活関連施設の選定基準を参考に、各種施設数と既存データの状況を考慮して、下表の内容を設定しています。

また、大分駅周辺地区は、旧基本構想における生活関連施設の選定基準を使用し、旧基本構想策定時に調整できなかった施設と策定後に移転した施設及び新設した施設を対象としました。

半径約1kmの区域境界付近の施設は、利用圏域の大きさや主要な道路、鉄道、河川等の地形地物の区域界を考慮して選定しています。

表 - 生活関連施設の選定基準

(上段：大分駅周辺地区、下段：その他地区)

施設分類	候補選定の基準
①公共施設	・対象施設すべてを候補とする
②文化施設	・同上
③福祉施設	・同上
④商業施設	・店舗面積 1,000 ㎡以上の施設 ※
⑤医療施設	・病床数（ベッド数）が 20 以上の施設 ※
⑥路外駐車場	・駐車収容台数が 250 以上の施設
	・対象施設すべてを候補とする
⑦宿泊施設	・宿泊部屋数が 100 以上の施設
	・対象施設すべてを候補とする
⑧学校	・聾学校・盲学校及び小・中学校
⑨公園	・不特定多数の利用者が見込まれ、面積が 10,000 ㎡以上の公園、 または、イベント会場となっている公園
	・不特定多数の利用者が見込まれ、面積が 5,000 ㎡程度以上の公園、 または、イベント会場となっている公園

※既存データで把握できる範囲

(3) 生活関連経路の選定の考え方

生活関連経路は、旧基本構想と同様の考え方として、生活関連施設相互を連絡する経路として選定します。

生活関連施設の出入口が面する道路状況を判断しながら生活関連経路を選定します。

2. 大分駅周辺地区におけるバリアフリーに関する事項

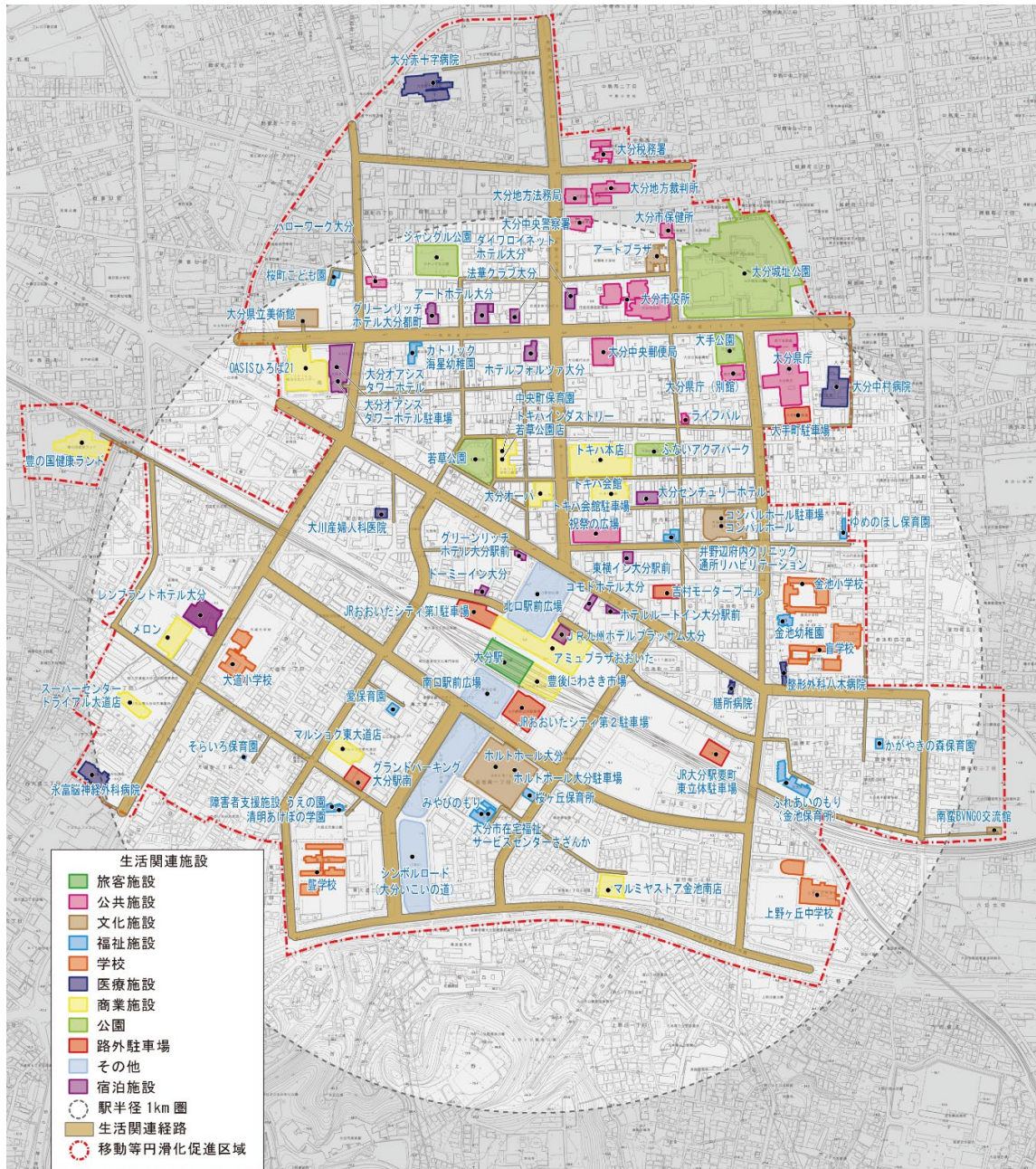


図 - 施設位置（大分駅周辺）

整備の方向性

旧基本構想において重点整備地区となっている大分駅周辺地区では、バリアフリー化に向け、着実に整備が進められています。

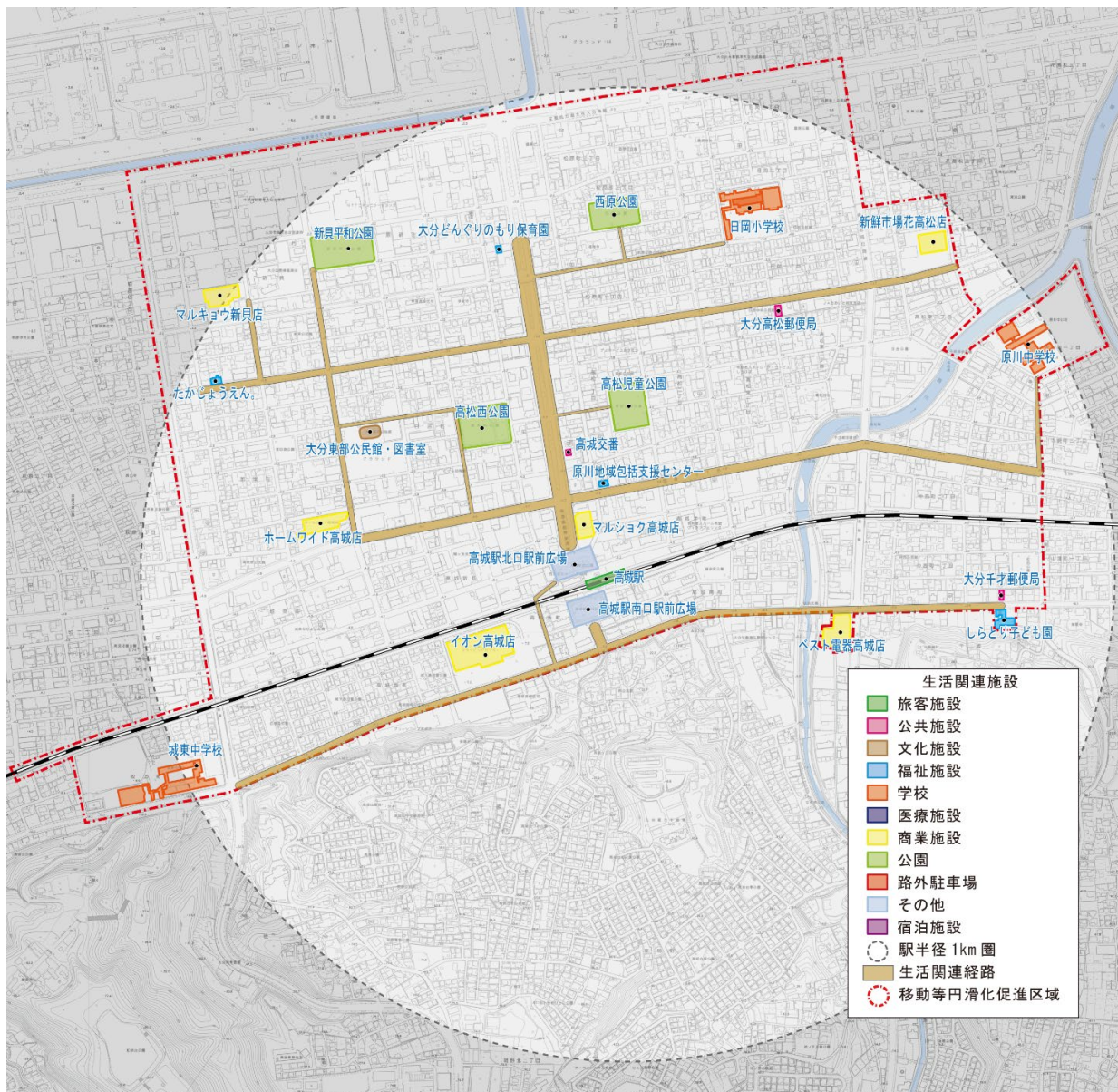
しかし、障がいのある方や高齢者及び行政機関、学生等の参加のもと令和元年に実施したまち歩きにて、公共交通、あるいは県立美術館等の建築物、国道197号や市道中央通り線他の道路等について、誘導ブロックの配置や段差の解消、案内表示等の細部も含む更なるバリアフリー化が課題として挙げられています。

また、同じく令和元年に実施した意見交換会における「バリアフリーに関する重みづけ」の結果からは、公共交通や建築物のバリアフリー整備の推進とともに、普及・啓発活動などの心のバリアフリーに関する取組の推進を望む傾向も見て取れました。

今後は、特定事業の実施とともに、ソフト対策の充実により、市民意識の向上を図るための市民との協働による施策の展開が求められます。



3. 高城駅周辺地区におけるバリアフリーに関する事項



整備の方向性

高城駅周辺地区は、移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）として位置づけられています。

今後は、移動等円滑化促進地区が有する特性として本市における地区の位置づけや交通の状況、施設が集積状況からみた拠点性等を把握し、高齢者や障がい者等の方が円滑に移動できるバリアフリー環境の整備を推進します。

4. 鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリーに関する事項

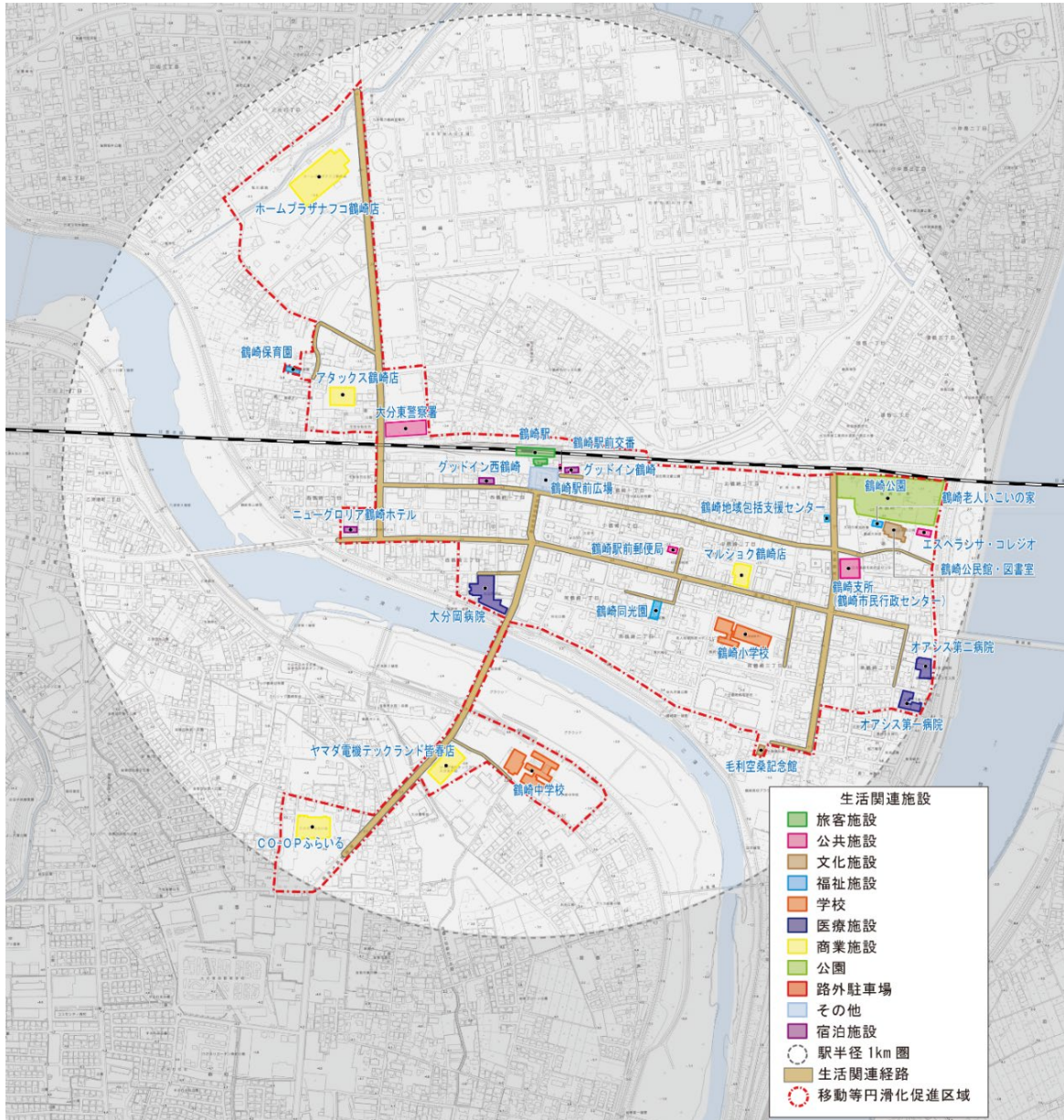


図 - 施設位置（鶴崎駅周辺）

整備の方向性

鶴崎駅周辺地区は、移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）として位置づけられ、バリアフリー法の基本方針に基づく鉄道駅のバリアフリー化については、平成 30 年度に実施済みです。

しかし、障がいのある方や高齢者及び行政機関、学生等の参加のもと令和元年に実施したまち歩きにおいて、鶴崎駅から接続する駅前広場のバリアフリー化などが課題として挙げられています。

また、同じく令和元年に実施した意見交換会における「バリアフリーに関する重みづけ」からも、道路や公共交通等のバリアフリー整備の推進を望む傾向が見て取れました。

今後は、移動等円滑化促進地区が有する特性として本市における地区の位置づけや交通の状況、施設の集積状況からみた拠点性等を把握し、高齢者や障がい者等の方が円滑に移動できるバリアフリー環境の整備を推進します。



5. 大在駅周辺地区におけるバリアフリーに関する事項

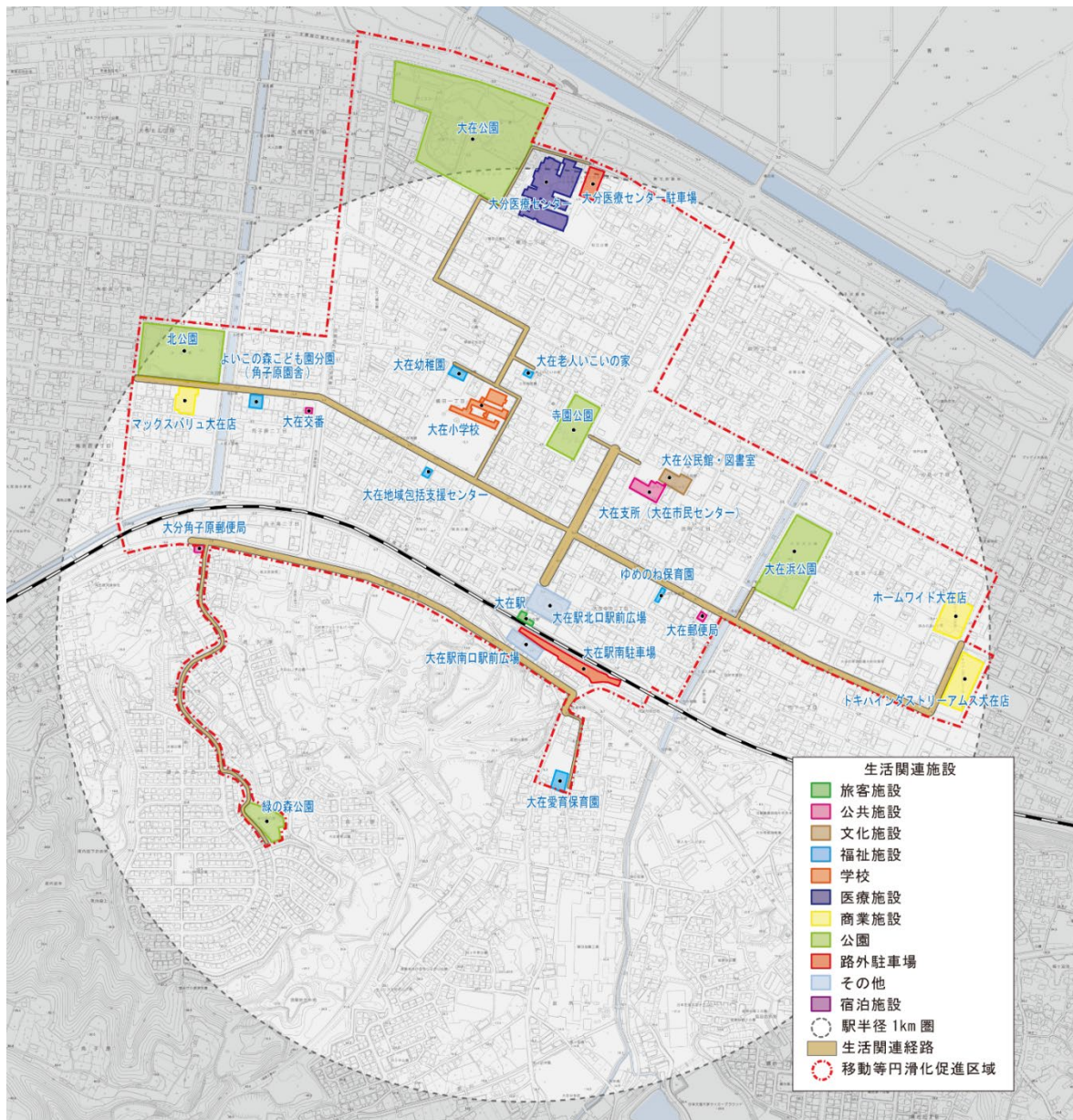


図 - 施設位置 (大在駅周辺)

整備の方向性

大在駅周辺地区は、移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）として位置づけられています。

今後は、移動等円滑化促進地区が有する特性として本市における地区の位置づけや交通の状況、施設が集積状況からみた拠点性等を把握し、高齢者や障がい者等の方が円滑に移動できるバリアフリー環境の整備を推進します。

第4章 バリアフリーに関するソフト施策

1. 心のバリアフリーとは

施設のバリアフリー化に代表されるハードの整備が進んでも、高齢者や障がい者等に対して市民一人ひとりがやさしさや思いやりを持って接することができなければ、真の意味でのバリアフリーが実現することにはなりません。

高齢者や障がい者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について関心を持ち、理解を深め、自然に支え合うことのできる大分市となるために、各種の啓発・広報活動及び様々な機会を活用した幅広い教育等が求められます。

また、近年では、高齢者や障がい者、そして外国人住民数が増加傾向にあることも踏まえ、ユニバーサルデザインによる対応とともに、心のバリアフリーの施策に取り組んでまいります。

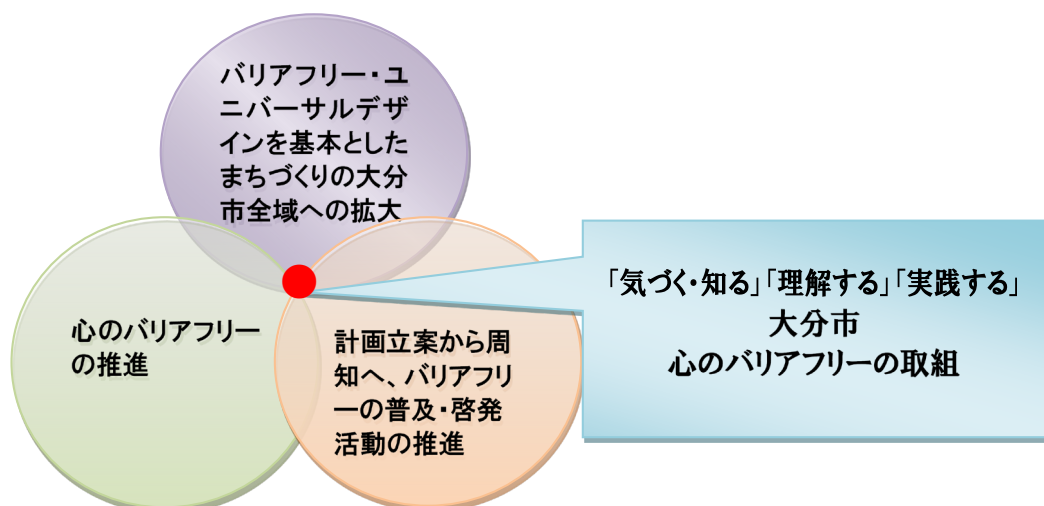
2. 心のバリアフリーの取組方策

本市は、旧基本構想の策定により、重点整備地区に指定された大分駅周辺地区を中心とした生活関連施設及び生活関連経路を設定し、バリアフリー事業を進めてまいりました。また、これまでの心のバリアフリーに関する取組は、県・市のホームページや既存のイベントを活用するなどして活動しており、実践に伴い一定の評価が得られています。

しかしながら、心のバリアフリーの施策で求められる「理解を深めるための啓発・広報活動による推進」及び「実際に行動につなげるための支援となる幅広い教育活動における推進」を実行するには、より一層、これまでの成果を市民一人ひとりに伝え、周知し、普及していかなければなりません。

これからも「心のバリアフリー」に対し、市民等が高齢者や障がい者のことを知って理解し、誰もが安心して暮らせる社会を実践していくことが求められます。

心のバリアフリーの取組は、バリアフリーの推進に関する基本方針に掲げている、「バリアフリー・ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの大分市全域への拡大」、「心のバリアフリーの推進」、「計画立案から周知へ、普及・啓発活動の推進」における活動を展開するため、「気づく・知る」、「理解する」、「実践する」をモットーとして、心のバリアフリーへの取組を推進します。





第5章 計画の実現に向けて

1. これからの移動等円滑化促進地区のあり方

「だれもが自由にどこへでも豊かさあふれる大分市」を実現するため、移動等円滑化促進地区の選定には、地域特性に配慮するとともに、その特性を反映した様々な創意工夫に努めることが重要になります。

地域特性としては、日常生活に必要なサービスを提供する施設が集積する地区や高齢者・障がい者等が多い地区等が考えられます。

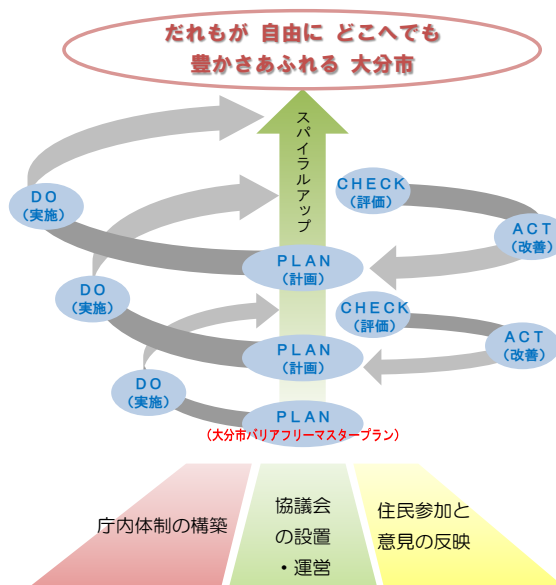
今後は、バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを市全域に広げていくために、本市の地域特性を踏まえた、移動等円滑化促進地区の選定方法の検討を進めます。

2. バリアフリーマスタープランの推進体制

(1) 本市におけるバリアフリー化推進のための考え方

バリアフリーのまちづくりは、計画のみならず事業実施後についても、市民・事業者・行政が協働して整備内容の点検・評価等を実施する仕組みが必要です。

そして、市民等からの意見集約を行い、「計画・実施・評価・改善」による継続した取組（スパイラルアップ）を実践してまいります。



(2) バリアフリー推進体制の継続

面的・一体的なバリアフリー化を進めていくためには、関係者の連携が重要であることから、市民・事業者・行政が連携し、大分市バリアフリー事務局が庁内体制の構築を図りながら、それぞれの役割に立ってバリアフリー化を進められるよう「大分市バリアフリー基本構想推進協議会」と相互に連携を図ります。

